

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局自動車整備課）

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3ss 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9		
要 望 の 内 容	幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、経営規模拡大設備の適用要件の柔軟化等、インセンティブの強化を行う。 各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえ、メリハリをつけた見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	（精査中）百万円 （▲85,800 百万円） （ ▲4,000 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本生産性については向上しつつあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、成長志向型の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのための成長投資ができる経営基盤を整えていく。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅴ 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 15 道路交通の安全性を確保・向上する 施策目標 17 自動車の安全性を高める 政策目標Ⅸ 市場環境の整備、産業の生産性向上性、消費者利益の保護 施策目標 32 建設市場の整備を推進する ○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） （目的） 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 3. 成長支援・生産性向上 ①成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築 デフレ脱却局面においては、成長志向型の中小企業をより多く創出していくことが重要であり、これまで進めてきた中堅企業・100億企業の創出に加え、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのため、地域に有意な変化をもたらすような成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、潜在力ある経営者・技術者、地域の中核であること、地域課題解決に資する価値を有することなど）の確立を前提に、①売上規模を拡大し例えば売上高10億円を目指す成長志向の中小企業や②高収益型を目指す成長志向の中小企業を創出するべく、経営者が経営改革に本気で取り組み、メインバンクも本気で伴走支援を実施する中小企業を選定し、政策支援を集中投下する。まずは経営課題に対応し、経営管理能力の高度化と経営改革を通じて、大胆な成長投資ができる経営基盤を整えていく。
		政策の達成目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実業性向上は喫緊の課題であることから、中小企業等の実業性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を5年間で15%向上させる。（中小企業庁KPI）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）

		</	

		適用見込み	令和10年度 20,806件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本生産性を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、令和7年度から2年間で3.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向

			上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和4年度：22,569件 令和5年度：21,178件 令和6年度：20,558件 【減収額】 令和4年度：892億円 令和5年度：857億円 令和6年度：858億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5 適用件数：特別償却 12,891件 税額控除 7,667件 適用額：特別償却 4,792億円 税額控除 138億円 ※令和6年度の適用状況
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和8年4月10日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、本税制の政策効果等としては、「同程度の設備投資を実施した中小企業の、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均での資本生産性の伸び率を算出し、税制適用者と非適用者を比較すると、税制適用者は1.8%向上していたのに対し、非適用者は0.7%に留まった。税制適用者の資本生産性は、非適用者よりも高くなっており、一定効果があった。」と評価している。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf

		前回要望時の達成目標 労働生産性を 2020 年度比で 5 % 向上 第 44 回中小企業政策審議会（令和 6 年 3 月 27 日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和 2 年度比 4 年間（令和 6 年度まで）で 12.7% 向上しており、年平均約 3 % 向上しており、前回要望時点の達成目標については、達成することが見込まれている。 今般新たに設定した中小企業庁 KPI として、中小企業の労働生産性を令和 8 年度から 5 年間で 15% 向上させることを目標に設定しているため、引き続き設備投資の更なる促進が必要となってくる。 前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由 <table border="1"> <caption>設備投資の推移と成長率 (2020年度比、%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設備投資 (万円)</th> <th>成長率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>520</td><td>+1.4%</td></tr> <tr><td>13</td><td>527</td><td>+2.6%</td></tr> <tr><td>14</td><td>543</td><td>+4.4%</td></tr> <tr><td>15</td><td>555</td><td>+7.0%</td></tr> <tr><td>16</td><td>586</td><td>+7.1%</td></tr> <tr><td>17</td><td>586</td><td>+8.1%</td></tr> <tr><td>18</td><td>586</td><td>+4.8%</td></tr> <tr><td>19</td><td>586</td><td>+2.8%</td></tr> <tr><td>20</td><td>586</td><td>+1.4%</td></tr> <tr><td>21</td><td>586</td><td>+4.5%</td></tr> <tr><td>22</td><td>586</td><td>+6.8%</td></tr> <tr><td>23</td><td>586</td><td>+12.7%</td></tr> <tr><td>24</td><td>586</td><td>+5%</td></tr> </tbody> </table> 資料：財務省「法人企業統計」を基に作成。	年度	設備投資 (万円)	成長率 (%)	12	520	+1.4%	13	527	+2.6%	14	543	+4.4%	15	555	+7.0%	16	586	+7.1%	17	586	+8.1%	18	586	+4.8%	19	586	+2.8%	20	586	+1.4%	21	586	+4.5%	22	586	+6.8%	23	586	+12.7%	24	586	+5%
年度	設備投資 (万円)	成長率 (%)																																										
12	520	+1.4%																																										
13	527	+2.6%																																										
14	543	+4.4%																																										
15	555	+7.0%																																										
16	586	+7.1%																																										
17	586	+8.1%																																										
18	586	+4.8%																																										
19	586	+2.8%																																										
20	586	+1.4%																																										
21	586	+4.5%																																										
22	586	+6.8%																																										
23	586	+12.7%																																										
24	586	+5%																																										
これまでの要望経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長（適用期間は令和 5 年 3 月末まで） 令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外 令和 7 年度 2 年間の延長（令和 9 年 3 月末までの適用期限の延長）、100 億企業を目指す中小企業に対する拡充措置の創設、C 類型の廃止																																										